

西宮市民間賃貸住宅すみかえサポート事業 相談窓口実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第3条の規定により、高齢者、障害者、低額所得者、子どもを養育する者、外国人、その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）からの相談に応じ、住宅の確保に対し必要な情報提供を行うための相談窓口を設置し、住宅確保要配慮者が安心して適切な民間賃貸住宅への円滑な入居を行うための支援を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 利用者とは、相談窓口を利用する住宅確保要配慮者をいう。
- (2) 不動産事業者とは、宅地建物取引業を営む者をいう。
- (3) 協力団体とは、市と「西宮市民間賃貸住宅すみかえサポート事業 協力店登録制度に関する協定」を締結した不動産団体をいう。
- (4) 民間賃貸住宅すみかえサポート協力店（以下「協力店」という。）とは、協力団体に所属し、「西宮市民間賃貸住宅すみかえサポート事業 協力店登録制度」の趣旨に賛同して市に登録した市内の不動産事業者をいう。
- (5) 不動産相談員とは、市と不動産相談業務の委託契約を締結した協力団体の会員をいう。
- (6) 支援法人とは、社協・NPO法人・福祉法人等「利用者を支援する法人」をいう。

(事業内容)

第3条 事業内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) この要綱に基づき実施される相談窓口の名称は「民間賃貸住宅すみかえサポート相談窓口」（以下「相談窓口」という。）とする。
- (2) 賃貸住宅への円滑な入居に関する助言等を行うとともに、協力団体や協力店と連携して適切な住宅への入居を支援する。
- (3) 利用者の居住に関する課題について助言等を行うとともに、関係機関との連絡・調整等を図る。

(相談員の配置)

第4条 相談窓口には、不動産相談員と市担当職員を配置し、必要に応じて関係部署の職員を配置する。

(利用対象者)

第5条 利用者は、次に掲げる要件に全て満たすものとする。

- (1) 西宮市在住者
- (2) 兵庫県住宅確保要配慮者向け賃貸住宅供給促進計画で定められた者

- (3) 家賃を適正に支払うことができる者
- (4) 地域の中で自立した生活を営むことができる者

(利用申請等)

第6条 利用者は、相談票（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、相談日時等の調整を行うものとする。

(利用料)

第7条 相談窓口の利用は、無料とする。

(個人情報の取扱い)

第8条 個人情報の取扱いに関して、利用目的及び個人情報の第三者提供について、利用者に説明し、同意を得られれば本人署名を求めるものとする。

(守秘義務)

第9条 不動産相談員と支援法人は本事業で知り得た事項を、本事業以外に使用してはならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

2 この要綱の施行期日以前に締結された「西宮市高齢者等すみかえ協力店登録事業に関する協定」を、第2条における協定とみなすこととする。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。